

県立鹿児島特別支援学校 いじめ防止基本方針概要

学校の目標

教職員・児童生徒共に、人権や共生に関する意識の更なる向上を目指し、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決を進める。

いじめ防止対策委員会

校内組織 【生徒指導委員会】

校長，教頭，事務長
生徒指導主任（各学部），主事，支援部主任，養護教諭
学園・施設連携係，校内支援係，各チーフ，該当担任
（必要に応じて，寄宿舍代表，看護師等）

外部関係機関等
学校関係者評価委員
関係学園の担当者
心理・福祉の専門家

※ 生徒指導委員会をベースに，必要に応じて外部の関係者の意見を聞けるようにする。

P T A と の 連 携

- 学級 P T A
- 学年 P T A
- 学部 P T A
- P T A 総会

学校の取組

- 未然防止
 - ・ 児童生徒会によるいじめ防止活動，交流及び共同学習，実習及び放課後活動等，体験活動を活用した人間関係作り
 - ・ 校内研修（生徒指導提要）の実施
- 早期発見
 - ・ アンケート，学校楽しいと，S N S チェックシートの実施
 - ・ 家庭訪問，教育相談，個別面談等
- 対処
 - ・ 被害者，加害者への適切なケア及び指導
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

県教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- 研修等への講師招聘

関係機関との連携

- 警察
- 児童相談所
- 市役所保健福祉局等
- 相談支援事業所

【年間指導計画】

月	児童生徒関係	保護者・職員関係	検証関係
4	いじめ問題を考える週間 歓迎集会	いじめ防止基本方針のHPへの掲載	
5	児童生徒総会，運動会	校内研修 職員の意識調査	アンケート分析 教育相談まとめ
6	いじめアンケート	保護者との教育相談	
7	指導講話(各学部)		1学期の取組と総括
8		外部講師を招聘しての研修 保護者との教育相談(希望者) 生徒指導委員会	教育相談まとめ 2学期の取組確認
9	いじめ問題を考える週間 教育相談	携帯・ネット利用実態調査	教育相談まとめ
10			
11	学習発表会		
12	指導講話(各学部)	保護者との教育相談(中3) 生徒指導委員会	教育相談まとめ 2学期の取組の総括 3学期の取組確認
1		職員の意識調査 保護者との教育相談(高3)	教育相談まとめ
2		保護者との教育相談(中3, 高3以外)	教育相談まとめ
3	お別れ集会(6年生を送る会) 一年間を振り返る	係会等(各学部主任)	年間総括 次年度取組の確認

(年間計画は年度によって変更あり)

県立鹿児島特別支援学校いじめ防止基本方針

1 学校の目標

教職員・児童生徒共に、人権や共生に関する意識の更なる向上を目指し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校が一丸となって組織的にいじめの未然防止及び早期発見、早期解決を進める。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの様態（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等
 - ・ 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」「殺す」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる等
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする等
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする等
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
 - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
- 金品をたかられる等
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする等
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
 - ・ SNS（LINE、フェイスブック、ツイッターなど）に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や見られたくない写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

3 いじめ防止対策委員会

校内におけるいじめ問題への対応は、生徒指導委員会を主体とした組織で行う。実際の事案対処には、学部生と指導委員会であたり、構成メンバーは、学部生活指導係、学部主事、校内支援係、生徒指導主任、管理職、養護教諭で、いじめの事案により、各担任、寄宿舎担当職員、看護師等がメンバーに加わる。

重大事案として認められる場合は、校長、教頭、事務長、各学部生徒指導主任、各学部主事、校内支援係チーフ、該当課程チーフ、関係職員（担任、寄宿舎担当職員等）からなる「県立鹿児島特別支援学校いじめ防止対策委員会」を招集する。外部関係者の協力を得る場合については、いじめの状況により、既存の学校関係者評価委員、学園連絡会の各学園の担当者、県教育委員会、警察、児童相談所等の外部専門家を含めて組織する。〔P 9 生徒指導上の問題発生マニュアル参照〕

4 委員会の役割

委員会での決定に従って、実際の取り組みは生活指導係が中心になって行う。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

※ 重大事案発生の際は、県教委に設置される調査組織との連携を行う。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

5 いじめ防止に向けての具体的な取組

(1) 児童生徒関係

ア 児童生徒会活動の充実

(ア) 児童生徒会執行部による、いじめ撲滅宣言の募集、啓発活動

(イ) 6月を「いじめ防止月間」として、児童生徒会各専門部でいじめ防止に向けた取組の実施（校内放送での啓発、あいさつ運動の積極的实施など）

イ 児童生徒が、気軽に相談できる機会の設定

(ア) 4月、9月のいじめ問題を考える週間、9月に行う児童生徒との教育相談

(イ) 5～6月に行ういじめ問題等に関するアンケートの実施

- (ウ) その他，連絡帳や日ごろの担任や教科担当との関わりの場
- ウ 体験活動を活用した人間関係づくり
- (ア) 交流及び共同学習
- (イ) 産業現場等における実習
- (ウ) 放課後活動

(2) 職員関係

ア 職員の資質向上

- (ア) 5～6月，1月にいじめに対する意識調査の実施
- (イ) いじめ防止基本方針に関する校内研修の実施
- (ウ) 外部講師を招聘しての研修会や講演の実施
- (エ) 教育センター主催の短期研修講座等への積極的参加

イ 授業の実践及び検証

- (ア) 道徳教育，人権教育の充実（いじめ問題を考える週間でのいじめや命に関する授業の全学級での実施）
- (イ) 情報モラル教育の充実（SNSチェックシートの活用）
- (ウ) 学級活動の充実（学校楽しいーとの活用）

(3) 啓発活動及び外部機関との連携

ア 啓発活動

- (ア) 「かごしま教育ホットライン24」，「かごしま子供SNS相談・通報窓口」，県総合教育センターにおける相談の周知
- (イ) ネットいじめ対策啓発資料配付
- (ウ) 保護者への啓発資料配布
- (エ) 学校ホームページ等へのいじめ防止基本方針の提示

イ 外部機関との連携

- (ア) 学校関係者評価委員会との連携
- (イ) 学園連絡会との連携
- (ウ) 警察，児童相談所等との連携
- (エ) ネットパトロール等との連携

6 いじめ事案発生時の対応

(1) 連絡体制の確立

いじめの疑いもしくはいじめ事案を確認できた職員は，速やかに担任及び当該児童生徒の所属する学部の生徒指導主任へ報告を行う。担任は児童生徒等への聞き取りを行い，生徒指導主任は，学部主事，教頭，校長へ速やかに連絡を行い，学部職員を中心とした生徒指導委員会（学部いじめ防止対策委員会）を招集する。

重大事案として認められた場合は，生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を招集し，いじめの状況により必要に応じて外部委員への協力依頼を行い，いじめ解決へ向けた取組を行うものとする。

(2) 配慮事項

ア 特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。

イ 被害児童生徒を守り通すとともに，加害児童生徒に対しては，当該児童生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。

ウ 対応の在り方について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

エ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び，いじめを行った児童生徒に対する指導又その保護者に対する助言を継続的に行う。

オ いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に着手。
- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合は、直ちに県教育委員会へ報告・相談し、対応する。

(3) 調査の実施

いじめ防止対策委員会により調査を行い、

- ・ いつ(いつ頃から)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- (ア) いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- (イ) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (ウ) いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- (エ) これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、県教育委員会の指導・支援を積極的に受けると共に、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- (ア) いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (イ) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については県教育委員会へ報告を行う。その際、アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。